

防犯カメラの設置費用を助成します

-平成30年度 仙台市防犯カメラ設置補助事業-

仙台市では、安全で安心な地域の実現を目指して、地域における自主的な防犯活動を補完し、犯罪の発生する機会を減らすための環境整備を進めるため、防犯活動を行う地域団体に対し、防犯カメラの設置に要する経費の一部を助成します。

対象団体

防犯団体、町内会等の地域団体（商店街振興組合等の商店街団体を除く。）

※市内で地域における自主的な防犯活動を行っている団体が対象となります。

対象となる防犯カメラ

次の要件を全て満たす防犯カメラが対象となります。

- ・街頭犯罪（不法投棄を除く。）の発生の抑制を目的とするもの
- ・道路、公園等の公共空間を撮影するもの
- ・常時撮影が可能で、録画機能があり、特定の場所に5年間以上継続して設置するもの
- ・宮城県「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に基づき、適切な設置運用を行うもの
- ・補助決定後から当該年度内に設置・完了する事業に限ります。



対象となる経費

- ・防犯カメラを構成する機器及び表示板の購入に係る経費
 - ・防犯カメラを構成する機器の設置及び工事に係る経費
- ※設置後の保守点検費や電気代等の維持管理経費は対象外です。



補助率等

補助率3/4（ただし、防犯カメラ1台の設置につき30万円を上限額とします。）

事前申請受付期間

平成30年6月1日（金）から平成30年8月10日（金）必着

- ・先着順ではありませんので、上記期間中に申請してください。
- ・事前申請受付期間終了後、申請内容や添付書類等を審査の上、対象の可否や対象補助額等について文書（内示書）にて通知します。
- ・予算を超える申請があった場合は、地域防犯活動への取り組み状況や地域の犯罪情勢等を考慮した上で、補助対象団体の選定や対象台数等の調整を行います。
- ・次年度(2019年度)に当該申請を希望する場合も、上記期間中にご相談ください。

申請先・問い合わせ先

仙台市青葉区二日町1番23号（仙台市役所第四仮庁舎）

仙台市市民局生活安全安心部市民生活課 ☎022-214-6148

【補助申請の流れ】

① 事前申請受付（仮申込）【6月1日～8月10日】

- ・ 設置にかかる地域の合意形成
- ・ 撮影範囲（設置場所を管轄する警察署生活安全課へ相談）
- ・ 設置場所（民有地以外の場合、各管理者（※）へ設置相談）
- ・ 設置にかかる経費（機器購入費、工事費用等）の見積り



② 内示【8月下旬】

- ・ 予算額を上回る場合は、補助対象団体及び対象台数等を調整の上、内示（地域防犯活動への取り組み状況や犯罪情勢等を考慮した上で決定）



③ 申請準備

- ・ 設置場所にかかる所有者からの同意
- ・ 道路や公園等の公共施設へ設置する場合、各管理者（※）へ許可申請
- ・ 管理運用規程等の作成（「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を参考とする）



④ 補助申請

- ・ 補助金交付申請書及び添付書類の提出



⑤ 補助金交付決定



⑥ 設置工事の実施



⑦ 実績報告・精算

- ・ 実績報告書及び添付書類の提出
- ・ 精算

※各管理者については、最終ページの「相談窓口一覧」をご確認ください。

【設置事例の紹介】

◆宮城野区 原町地区（原町商店街通・原町小学校の近隣）

設置団体：原町街づくり活性化協議会

<設置個所のポイント>

今回設置した箇所は、国道45号線から一本北側の市道で、地域住民の生活用通路としての利用のほか、隣接する原町小学校の通学路として多くの子どもたちが利用しており、市内で増加している子供たちへの声掛け事案の抑止を目的として設置した。また、仙台東警察署との協議の中で同路線が、犯罪事案発生時に逃走経路になりやすいことの助言等を頂いて設置個所と撮影範囲を選定した。（増設計画あり。H29年度実績事例）



◆太白区 長町地区（長町駅周辺、長町小学校、長町二丁目公園の近隣）

設置団体：長町まちづくり市民協議会

<設置個所のポイント>

計画当初から仙台南警察署の協力のもと地域内で声掛け事案が多く発生している JR 長町駅周辺をはじめ、見通しの悪い JR 高架下路地、子どもたちが多く集まる公園と高校生の通学路と重なる小学校付近に防犯カメラを設置し、小学校から JR 長町駅一帯の防犯力アップを目指している。特に JR 高架下付近にはドーム型カメラを設置し広角域をカバーしている。



平成29年度に当該補助事業により防犯カメラを設置した事例（一部）です。

Q & A(よくある質問)

Q.1 地域団体が行う自主的な防犯活動とはどのような活動ですか。

A.1 子どもの登下校時の見守り活動や防犯パトロール活動など、地域における犯罪発生を未然に防止するための活動や落書き消し活動など犯罪の機会を減らすための環境浄化活動などを自主的に行っている活動です。



Q.2 防犯カメラ設置後にかかる費用はどんなものがありますか。

A.2 電気代、定期的な保守点検費（メンテナンス費用）等の維持管理経費、電柱等へ設置した場合は共架料などの経費が発生します。また、公共施設へ設置する場合でも設置後の電気代や維持管理経費は設置団体の負担となりますので、申請にあたっては、これらの経費負担についても十分にご検討ください。

Q.3 どのような機能を有している防犯カメラがよいですか。

A.3 防犯カメラの仕様について指定はありませんが、常時撮影が可能で、録画機能があり、5年間以上継続して設置できるものが対象となります。

なお、上記要件を満たすものとして、次の機能を有しているカメラを推奨します。

【カメラの機能】

- 屋外用のカメラ（防塵・防水機能を備えたもの）
- 夜間も人物等が特定できる撮影が可能なもの
（有効画素数100万画素以上、赤外線照射等が可能なもの）
- 24時間作動し、連続して7日間以上の記録が可能なもの



Q.4 地域の合意形成はなぜ必要なのですか。

A.4 防犯カメラは、不特定多数の人が利用する場所に設置して、個人の姿や行動を撮影・録画するため、地域住民などのプライバシー保護に配慮する必要があります。そのため、設置にあたっては、地域の総会や役員会等で適切な管理・運用について話し合い、合意を得ることが必要です。

Q.5 個人や事業者は申請できますか。

A.5 本制度は地域における自主的な防犯活動を補完することを目的としていることから、町内会や防犯団体などの地域団体を対象としており、個人や事業者は対象となりません。

Q.6 設置場所や撮影範囲に決まりはありますか。

A.6 設置場所については基本的に民有地に設置し、不特定多数の人が利用する公共の場所（道路・公園等）を撮影するものとなります。防犯カメラの設置により防犯効果が発揮され、かつ、不必要な場所が撮影されないよう撮影範囲を限定する必要があります。そのため、設置場所や撮影範囲の検討にあたっては、十分な配慮が必要となります。所轄の警察署生活安全課にて、撮影範囲等のアドバイスを受けるようにしてください。

Q.7 公共施設に設置したいが、どこに相談したらよいですか。

A.7 公共施設への設置については、施設管理者からの設置（使用）許可が必要となります。市道の街路灯や公園等に設置をする場合は、裏面の「相談窓口一覧」を参照ください。その他の公共施設の連絡先につきましては、市民局市民生活課までお問い合わせ下さい。なお、公共施設に設置した場合においても、設置後の電気料金等の維持管理経費は設置団体が負担することとなります。

Q.8 マンションなどの敷地を撮影するものは対象になりますか。

A.8 不特定かつ多数の人が利用できる公共の場所に、防犯を目的として設置・撮影されるものが対象となるため、マンションなどの敷地を撮影するものは対象となりません。

Q.9 防犯カメラの補助について、上限台数はありますか。

A.9 一団体における上限台数は設定していませんが、複数の団体から予算を超える申請があった場合は、地域における自主防犯活動の内容等を考慮した上で、補助対象団体の選定や補助対象台数等の調整を行います。

Q.10 次年度（2019年度）の設置に向けて協議中ですが、申請時期はいつですか。

A.10 申請は防犯カメラを設置する年度（2019年度）となりますが、次年度に向けて、あらかじめ市民生活課へ相談されることをお勧めいたします。

Q.11 一回補助を受けた団体が、翌年度以降に再び申請することはできますか。

A.11 複数年度にわたって申請することも可能です。ただし、申請ごと年度内に完了する事業が対象となります。年度をまたいでの事業は対象となりません。

その他、不明な点などがある場合は、市民生活課までお問い合わせください。



防犯カメラ作動中

◇◆◇◆◇◆◇ 相談窓口一覧 ◇◆◇◆◇◆◇

◎防犯カメラを設置する場所（位置）や撮影範囲の相談

所轄警察署	電話（代表）	担当課
仙台中央警察署	222-7171	○各署の生活安全課
仙台南警察署	246-7171	
仙台北警察署	233-7171	
仙台東警察署	231-7171	
泉警察署	375-7171	

◎公共施設（市が管理する施設）への相談

市道の街路灯や公園、公共施設に設置したい場合

各区等	電話（代表）	担当課
青葉区役所	225-7211	○市道の街路灯へ設置したい場合 各区総合支所の道路課（秋保総合支所は建設課） ○公園敷地へ設置したい場合 各区総合支所の公園課（秋保総合支所は建設課） ○コミュニティ・センターの外壁等に設置したい場合 各区総合支所のまちづくり推進課（秋保総合支所は総務課） ○その他の公共施設に設置したい場合は、 市民局市民生活課 へお問い合わせください。
宮城野区役所	291-2111	
若林区役所	282-1111	
太白区役所	247-1111	
泉区役所	372-3111	
宮城総合支所	392-2111	
秋保総合支所	399-2111	

◎その他の相談窓口

電力柱へ設置したい場合（電柱共架の事前相談窓口）

東北電力営業所	電話	担当課
仙台北営業所	374-3703	○各営業所の配電計画課
仙台営業所	267-0210	
仙台南営業所	282-8151	
塩釜営業所	365-9978	

お問い合わせ 市民局市民生活課

電話 022-214-6148 / FAX 022-214-1091